# 有機合成化学協会関西支部賞表彰規程

平成14年11月22日制定 平成21年 3月 9日改定 平成23年 3月 8日改定 平成23年10月28日改定 平成30年 3月27日改定

## (総 則)

第1条 有機合成化学協会関西支部は、有機合成化学に関連した研究・技術で顕著な業績と 認められた関西支部所属の会員もしくは関西・北陸を活動拠点とする研究者に対し 支部賞を贈る。

## (授賞の件数)

第2条 支部賞の授賞件数は毎年3件以内とする。

### (受賞候補者の推薦)

- 第3条 推薦者は支部幹事もしくは関西支部所属の会員とする。
  - 2)推薦者は、所定の推薦様式に基づいて、受賞候補者を毎年5月末日までに支部 長宛に届け出なければならない。

## (審査の方法)

- 第4条 受賞者選定のため、支部賞選考委員会を置く。
  - 2) 選考委員会は支部長を含む委員10名をもって構成する。委員の人選は支部長 が行い、支部長は必要に応じて委員を増員委嘱することができる。
  - 3) 選考委員会は受賞者を選定し、その結果を幹事会に諮り、承認を得て受賞者を決定する。

#### (表 彰)

- 第5条 受賞者表彰は支部主催講演会の日に行う。
  - 2) 受賞者には、賞記並びに副賞を贈呈する。

#### (補 則)

第6条 支部賞表彰規程の改廃は支部幹事会の議を経て行う。

付 則

この規程は幹事会の議決のあった日から施行する。